

枚方市青少年問題協議会設置条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p style="text-align: center;"><u>枚方市青少年問題協議会条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p><u>（組織）</u></p> <p>第2条 協議会の委員の数（会長である委員の数を含む。第5条第2項において同じ。）は、16人以内とする。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>関係団体を代表する者</u></p> <p>(3) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか、協議会の所掌事務に関し市長が適当と認める者</u></p> <p><u>（委員の委嘱）</u></p> <p>第3条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。</p> <p>2 <u>補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。</u></p> <p>3 <u>委員の再度の委嘱は、妨げない。</u></p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第4条 <u>協議会に、副会長を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>枚方市青少年問題協議会設置条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。<u>以下「法」という。</u>）第1条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p><u>（委員）</u></p> <p>第2条 <u>法第3条第1項に規定する委員（以下「委員」という。）は、20人以内とする。</u></p> <p>2 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>前項の委員は、再任されることができる。</u></p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第3条 <u>協議会に会長のほか、副会長2人を置き、うち1人は、委員であ</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u> (会議)</p> <p><u>第5条 協議会の会議は、会長(会長が定められていない場合にあつては、市長)が招集する。</u></p> <p><u>2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u> (会議の公開)</p> <p><u>第6条 協議会の会議は、公開とする。</u></p> <p><u>2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。</u> (幹事)</p> <p><u>第7条 [略]</u></p> <p><u>2 第2条第2項及び第3条の規定は、幹事について準用する。</u></p>	<p><u>る本市副市長（当該者が複数ある場合にあつては、会長が指名した者）をもつて充て、他の1人は、委員の互選によつてこれを定める。</u></p> <p><u>2 [略]</u></p> <p><u>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ指定された順位により、その職務を代理する。</u> (会議)</p> <p><u>第4条 協議会は、会長が招集する。</u></p> <p><u>2 協議会は、委員の定数の半数以上出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>(幹事)</u></p> <p><u>第5条 [略]</u></p> <p><u>2 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。</u></p> <p><u>3 幹事の任期については、第2条第2項及び第3項の規定を準用する。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>3</u> [略]</p> <p><u>（関係者に対する協力要請）</u></p> <p><u>第8条 協議会は、所掌事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p><u>（委員の守秘義務）</u></p> <p><u>第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</u></p> <p><u>第10条</u> [略]</p>	<p><u>この場合において「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>